

特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク 会費及び保育料規程

1. 会 費

(正会員) 年間 2,000 円

(賛助会員) 年間 50,000 円

会費は、当該年度の4月1日に支払わなければならない。

2. 保育料

保育料については、児童の保育期間および学年によって、通年保育料、季節保育料および延長保育料(18:00～19:00)に分ける。

(1)通年保育料

通年保育とは、1年生～6年生までの児童で、契約は1年間とする。

児童一人あたり月額 7,500 円とする。なお、延長保育利用者については、月額 1,500 円を支払うものとする。

通年保育料は、毎月1日に支払わなければならない。

なお、減免申請し法人が認めた場合は以下の通りとする。

1. ひとり親家庭の児童及び3人以上の兄弟姉妹児を入所させている世帯の長子児童(4人の場合は、長子、次子)の保育料は、児童一人あたり月額 6,500 円(延長保育料:月額 1,500 円は減免しない)とする。
2. 生活保護世帯の児童の保育料は、児童一人あたり月額 2,500 円(延長保育料:月額 1,500 円は減免しない)とする。

(2)季節保育料

季節保育とは、原則として、1年生～3年生まで継続して放課後児童クラブを利用した児童であって、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークが定めた次の期間に保育を受ける4年生～6年生までの児童で、契約は1年間とする。

児童一人あたり年額 28,000 円とする。なお、延長保育利用者については、年額 3,000 円を支払うものとする。

季節保育料は、4月1日に支払わなければならない。

なお、減免申請し法人が認めた場合は以下の通りとする。

1. ひとり親家庭の児童及び3人以上の兄弟姉妹児を入所させている世帯の長子児童(4人の場合は、長子、次子)の保育料は、児童一人あたり年額 22,000 円(延長保育料:月額 3,000 円は減免しない)とする。
2. 生活保護世帯の児童の保育料は、児童一人あたり月額 22,000 円(延長保育料:月額 3,000 円は減免しない)とする。

(保育期間)

- ①春休みA
- ②夏休み・秋休み
- ③冬休み
- ④春休みB
- ⑤振替休日(入学式・卒業式・運動会・その他の行事の代休など)
- ⑥土曜日
- ⑦長期休暇前後の給食のない日

3. 中途入所

(1)会 費

中途入所した場合の会費は、入所した翌月の1日に支払うものとする。月割および日割計算はしない。

(正会員) 年間 2,000 円

(2)保育料

①通年保育料

入所した月から、児童一人あたり1ヶ月 7,500 円とする。日割計算はしない。延長保育料についても日割計算はしない。

中途入所した場合のその月の通年保育料は、入所した翌月の1日に支払うものとする。その後の通年保育料は、通常の保育料の支払日に準ずる。

②季節保育料

第2条第2項の規定により、28,000 円となる。日割計算はしない。延長保育料についても日割計算はしない。

季節内において中途入所した場合の季節保育料は、入所した翌月の1日に支払うものとする。

4. 中途退所

(1) 会 費

いったん納入された会費は、いかなる理由があろうとも返金しない。

(2) 保育料

① 通年保育料

契約は1年間であるため、中途退所は認めない。

ただし、保護者の転勤や退職、あるいは入院加療等、特別の理由があるときは、法人で認められた以後の保育料は納入しなくてよい。日割計算はしない。延長保育料についても日割計算はしない。

② 季節保育料

第2条第2項の規定により、中途退所の場合は、いかなる理由があろうとも返金しない。日割計算はしない。延長保育料についても日割計算はしない。

5. 未納(滞納)

(1) 法人事務局は、未納者に連絡および催促を行う。

(2) 未納者は、保育料等の未納額をただちに「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク」の口座へ入金しなければならない。

(3) 法人事務局が未納者に催促をし、支払いの請求に応じないときは、入会承諾書に基づき、退所も含めた指導を行なう。なお、法的手段等により裁判に至った場合には、督促および裁判にかかる一切の費用を負担しなければならない。

附則

平成 18 年 5 月 20 日から施行する。

平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

平成 26 年 12 月 20 日から施行する。

平成 27 年 12 月 19 日から施行する。

平成 30 年 2 月 17 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。